

## 神戸ママフレ部事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、神戸市内在住の妊娠中～就学前までのお子さんを養育する方を神戸ママフレ部員に任命し、神戸で楽しく生活する様子をSNS（Instagram 及びTwitter）でママ（親）の視点で発信することにより、「子育てがしやすい街」というイメージの醸成を図ることを目的とする神戸ママフレ部事業の実施について必要な事項を定める。

### (神戸ママフレ部員の要件)

第2条 神戸ママフレ部員は、次の各号すべてに該当する者の中から神戸市が任命する者とする。ただし、神戸市が認めた場合、この限りではない。

- (1) 原則として妊娠中、もしくは就学前までのお子さんを養育していること。
- (2) 神戸市内に在住していること。
- (3) Instagram 又は Twitter を使っていること。
- (4) 神戸ママフレ部への応募時点で使用している SNS アカウントが本件事業において使用できること。
- (5) 神戸で子育てする様子やその魅力について情報発信する意欲を持っていること。

### (任命期間)

第3条 神戸ママフレ部員の任命期間は、任命日から任命後の最初の 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

### (定員)

第4条 神戸ママフレ部の定員は設けない。

### (活動内容)

第5条 神戸ママフレ部員は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 神戸での子育てについて、投稿を見たママ（親）が真似・参考としたいくなるような発信をすること。発信の内容については、下記の項目を想定している。
  - ・日常の様子
  - ・お子さんと一緒に楽しめるスポット・お店
  - ・市の子育て施策を活用して良かったこと
  - ・子育てをしながら取り組む自分磨き
  - ・市内施設（民間施設含む）の利用 や 市内イベント・行事への参加 等
- (2) 神戸市が配信するニュースレター等をもとに施設等を訪れ、施設情報や感想を発信すること。
- (3) アンケート記入、意見交換会への参加、オンラインコンテンツ制作など、神戸ママフレ部事業局からの依頼に積極的に応じること。

(投稿)

第6条 神戸ママフレ部員は、前条第2号から第5号までの活動（以下「神戸ママフレ部の投稿」という。）をする際は、写真を積極的に投稿すること。

- (1) 神戸ママフレ部の投稿の内容を公開しなければならない。
- (2) 神戸ママフレ部の投稿の内容は公序良俗に反してはならない。
- (3) 神戸ママフレ部の投稿の内容に他人の文章を流用してはならない。
- (4) 神戸市が神戸ママフレ部員の写真を含む投稿の内容を広報目的で使用することができる。
- (5) 撮影許諾のない第三者が個人を特定される状態で写っていないこと。
- (6) その他、投稿について必要な事項は、別に定める。

(報酬等)

第7条 神戸ママフレ部は、無報酬とする。

(応募方法)

第8条 神戸ママフレ部に応募する者は、次の各号に定める書類又はその電子データを神戸市に提出する。

- (1) 応募用紙（様式1号）
- (2) 神戸市内で撮影した自身の写真

(任命)

第9条 第2条に定める要件に基づき、神戸市が神戸ママフレ部員として任命する。

(変更報告)

第10条 神戸ママフレ部員は、応募書類又はデータの記載内容に変更があった場合は、速やかに神戸市に報告しなければならない。

(任命の取り消し)

第11条 神戸市は、神戸ママフレ部員が次の各号のいずれかに該当する場合は、神戸ママフレ部員の任命を取り消すことができる。

- (1) 応募用紙に虚偽があった場合
- (2) 神戸ママフレ部事業の趣旨に反する行為があった場合
- (3) 第2条に規定する要件に該当しなくなった場合
- (4) 第5条に規定する活動が行われていない場合

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、神戸ママフレ部員の任命及び事業実施に係る必要な事項は、必要に応じて神戸市が別に定める。

第13条 神戸市は神戸ママフレ部の活動において発生した一切の事故や怪我・病気などの責任を負わず、参加者の自己責任とする。

附 則

この要領は、令和2年10月9日から施行する。